

平成 年 月 日

従業員の皆様へ

株式会社 ○○

総務部

マイナンバー通知カードの厳重保管をお願いします
～厳重保管のお願いと個人番号カード申請のお勧め～

平成 28 年 1 月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。

マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に 1 人 1 つずつ付与され、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。

それに先立ち、平成 27 年 10 月以降に住民票に記載されている皆様の住所に各市町村からマイナンバーの通知カードが簡易書留で郵送される予定です。

この通知カードは今後、皆様の市民生活において非常に重要なものとなりますので、破棄することなく、厳重に保管するようにしてください。

マイナンバーは今後の社会保険の手続きや年末調整などで必要になることから、後日、今回郵送される通知カードの写しを会社に提出していただきます。その際には改めてお願いをしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

【個人番号カード申請のお勧め】

今回の通知カード郵送の際には「個人番号カードの交付申請書」が同封されています。

個人番号カードとは、マイナンバーが記載された顔写真入りの IC カードです。今回同封される交付申請書に顔写真を添付し、返信すると平成 28 年 1 月以降、市町村の窓口で個人番号カードが交付されます。

初回交付の手数料は無料で、今後、身分証明書として様々な場面で活用されることになりますので、できればこの機会に個人番号カードの申請を行なっておくことをお勧めします。

以上